

款	項	事業名	金額
10 土木費	4 河川費	受託河川改良事業	148,000
		砂防事業	1,540,000
		災害関連緊急砂防事業	22,000
		単独砂防事業	263,000
		砂防関係事業調査	72,000
		ダム建設事業	331,000
		街路改良事業	3,999,000
		単独街路改良事業	260,000
		都市公園整備事業	482,000
		営営住宅建替事業	139,000
12 教育費	6 生涯学習費	県営住宅ストック総合改善事業	11,000
		新設県立図書館備	98,500
		林道災害復旧事業	43,900
13 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	623,000

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前 千円	補正後 千円
8 農林水産業費	4 林業費	補助治山事業	100,700	532,000

債務負担行為補正

第3表
変更

事 項	補 正		補 正	
	期 間	前 限 度 額	期 間	後 限 度 額
奈良県土地開発公社の道路開発資金貸付金の借入れに対する債務保証	平成15年度から 平成22年度まで	借 入 限 度 額 4,000,000千円 及び借入金利にか	平成15年度から 平成22年度まで	借 入 限 度 額 4,250,000千円 及び借入金利にか

第4表 県債補正

起債の目的	補正			補正				
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備事業	1,825,000		年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)		1,849,000		年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、公営企業金融公庫資金及び農林漁業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	
県有林造成事業	113,000				113,000			
家畜改良施設整備事業	72,000	証券借入又は債券発行による。		借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利率に借り換えるものとする。	39,000	証券借入又は債券発行による。		借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利率に借り換えるものとする。
直轄道路整備事業	3,424,000				4,345,000			
直轄河川事業	876,000				831,000			
計	100,072,000				100,939,000			

平成15年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算（第2号）

平成15年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 医科大学費	3 附属病院費	医科大学附属病院整備事業	91,350 千円

平成15年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

平成15年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表
繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土	1 流域下水道	流域下水道建設事業	1,698,000

千円

奈良県告示第七号

平成十六年二月定例県議会の議決を経た平成十六年度奈良県一般会計予算、同奈良県立医科大学費特別会計予算、同奈良県宮輪輪事業費特別会計予算、同奈良公園費特別会計予算、同奈良県観光自動車駐車場費特別会計予算、同奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算、同奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算、同奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算、同奈良県紙収入特別会計予算、同奈良県用地先行取得費特別会計予算、同奈良県流域下水道事業費特別会計予算、同奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算、同奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算、同奈良県公債管理特別会計予算、同奈良県水道用水供給事業費特別会計予算及び同奈良県病院事業費特別会計予算の要領は、次のとおりである。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

平成16年度奈良県一般会計予算

平成16年度奈良県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498,628,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一案内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入 歳入歳出予算

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	97,600,000
	2 事 業 税	33,635,000
	3 地 方 消 費 税	20,233,000
	4 不 動 産 取 得 税	8,832,000
	5 た ば こ 税	2,839,000
	6 ゴ ー ル フ 場 利 用 税	2,478,000
	7 自 動 車 税	1,217,000
	8 鉱 区 税	17,950,000
	9 自 動 車 取 得 税	1,000
	10 軽 油 引 取 税	4,104,000
	11 狩 猟 税	6,225,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	27,000
	13 旧 法 に よ る 税	58,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	22,941,000
3 地 方 譲 与 税	1 所 得 譲 与 税	22,941,000
		4,429,000
		2,415,000

款	項	金額
4 地 方 特 例 交 付 金	2 地 方 道 路 譲 与 税	1,853,000
	3 石 油 ガ 又 譲 与 税	161,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,980,000
5 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	145,700,000
	1 地 方 交 付 税	145,700,000
6 交 通 安 全 対 策 金	1 交 通 安 全 対 策 金	510,000
	1 交 通 安 全 対 策 金	510,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金	510,000
	2 負 担 金	2,111,063
8 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	215,588
	2 手 数 料	1,895,475
9 国 庫 支 出 金	1 使 用 料	10,136,800
	2 手 数 料	7,402,028
	1 国 庫 負 担 金	2,734,772
10 財 産 運 用 取 入	1 国 庫 補 助 金	82,848,727
	2 国 庫 補 助 金	62,720,285
	3 委 託 金	18,467,258
10 財 産 運 用 取 入	1 財 産 運 用 取 入	1,661,184
	1 財 産 運 用 取 入	1,062,506
		839,632